



家の人にも
必ず見せよう！

No.7 平成26年12月19日

いよいよ冬休みに入ります。年末・年始にかけて気の緩みや開放的な雰囲気などから、これまで身につけてきた基本的な生活習慣が乱れやすく怪我や事故などが発生する場合があります。また、インターネットやSNS（LINEやTwitterなど）などIT機器の使用に関する問題など、トラブルや生徒が事件に巻き込まれる深刻な状況が依然続いています。ご家庭でも利用状況や家庭での約束事項などお子さんとお話ししてください。

●時間に関するルールを作ろう。

- ・充電器はリビングに置く
- ・食事中は使わない
- ・お風呂には持ち込まない
- ・自分の部屋で使わない
- ・夜、() 時を過ぎたら利用しない

●ネットに関するルールを作ろう。

- ・個人情報を書かない
- ・悪口を書き込まない
- ・迷惑メールに返信しない
- ・チェーンメールを転送しない
- ・知らない人からメールがきたら報告する

●『つながり』の危険性

「友達募集」サイトやアプリがいくつも見受けられます。これらを利用して相手を探すことはとても危険ですし、各運営会社も禁止しています。また不特定多数の人が閲覧できる場所にIDなど個人情報をのせることも危険です。

●「課金」の危険性

各社がゲーム系のアプリを連携させてどんどん出し、未成年の利用者も増加していますので、ここにも危険性があると感じています。

グリーが、未成年者の課金上限額を「15歳以下のユーザーは月間5000円まで、16～19歳は月間1万円まで」としていたとありました。

入り口は無料でも、課金される内容が含まれているアプリであるということを、とくに保護者には知っておいてほしいと思います。

アンケート結果より

1、携帯電話、スマホを電話以外に何を使用していますか？

「メール・ライン・ゲーム・カメラ」 ⇨ ほとんどの生徒が使用している。

その他：YouTube, ツイッター, 音楽, インターネット, メモ, スケジュール, 目覚ましなど

2、ラインなどのSNSを利用したことがありますか？ 1日平均どのくらい使用しますか？

1年生 ある 72% ない 28%

男子

30分	32%	1時間	18%	2時間	23%	3時間	9%	4時間以上	18%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-------	-----

女子

30分	16%	1時間	16%	2時間	10%	3時間	32%	4時間以上	26%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

2年生 ある 83% ない 17%

男子

30分	25%	1時間	19%	2時間	19%	3時間	12%	4時間以上	25%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

女子

30分	31%	1時間	12%	2時間	27%	3時間	15%	4時間以上	15%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

3年生 ある 86% ない 14%

男子

30分	15%	1時間	40%	2時間	28%	3時間	8%	4時間以上	8%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-------	----

女子

30分	17%	1時間	27%	2時間	28%	3時間	14%	4時間以上	14%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

「していない」45%でした。安全な使い方をご家庭でもお話してください。

この冬休みを 規則正しい生活を送るには、

- ・就寝時刻、起床時刻が遅くならないようにしましょう。
- ・学習時間を計画し、その計画を実行しましょう。
- ・食は、人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、食事において、脂肪の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食をとらない、インスタント食品など栄養の偏りや食生活が乱れないようにしましょう。
- ・家族の一員として＝年末の大掃除など何か手伝いをしましょう。
- ・お年玉の使い方気をつけましょう。

【部活動について】

- ・部活動では、ケガをすることがないように気をつけるとともに時間を有効に使うこと。
- ・部活動の行き帰りに自転車に乗ってこないこと。買い食いをしないこと。

*自転車によるスピード出し過ぎ、片手運転、信号無視等事故が多発しています。

道路交通法（平成 25 年 12 月 1 日 自転車通行方法）

自転車等が通行できる路側帯は、道路の左側のものに
限られます。この場合、歩行者の通行を妨げないよう
に進行しなければなりません。

- 罰則 右側通行した場合は、
3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

「ちょっとあそこまで、置いてある自転車を借りて乗っていこう」と自分の行く目的地まで自転車に乗ってだけで、『占有離脱物横領』になります。

・ものを盗む＝窃盗。また、万引き・飲酒・喫煙（たばこ）・火遊びは絶対にしてはいけません。今あげた行為は犯罪。みんな知っているし、善悪の判断は、皆さんには当然ありますね。

***自分は、絶対にしない。**

***誘われてもしない、断る。**という強い意志が大切で実行することです。

1 年を振り返り、新たな 1 年のスタートになるように、1 月 7 日（火）に会いましょう